

【正論】「生前退位」に込められた課題とは… 国学院大学名誉教授・大原康男

去る7月13日、夜のNHKテレビで報じられ、翌日の朝刊各紙が1面で大々的に伝えた「天皇陛下 生前退位の意向」という報道の衝撃は甚大で、内外でさまざまな反響を呼んだのは周知の通り。

宮内庁の山本信一郎次長は「そのような事実は一切ない」と全面否定した上で「陛下は制度的なことについては憲法上の立場から話すことを控えられてきた。今後も一貫して同じご姿勢だ」と述べたが、ことは収まらず、最終的に天皇陛下が国民に直接お気持ちを述べられるという次第になったのである。5年前の東日本大震災直後に被災者に対してお見舞いと激励の意を表せられたお言葉に続く2度目のビデオ・メッセージで、思うところを国民に話された。

国民に理解を訴えられたお言葉

まず、陛下はかねて高齢社会において「天皇もまた高齢となった場合、どのような在り方が望ましいか」と考えてきたことに触れられ、80歳を超えて「次第に進む身体の衰え」を考慮すれば、「これまでのように、全身全霊をもって象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないか」と案じられる。

続いて、ご即位以来「何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ること」とともに、「国民に、天皇という象徴の立場への理解」を求め、天皇も「国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要」を感じてきたと回顧されている。

しかしながら、「天皇の高齢化」に伴って「国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があろう」とし、「重病などによりその機能を果たし得なくなった場合」に「天皇の行為を代行する」摂政を置くことも、「天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま」に生涯「天皇であり続けること」に変わりはないとされる。

そして「天皇が健康を損ない、深刻な状態に立ち至った場合、これまでも見られたように、社会が停滞し、国民の暮らしにも様々な影響が及ぶこと」の懸念から、「皇室がどのような時にも国民と共に」とあるとともに、「象徴天皇の務め」が「安定的に続いていくこと」を念じて、「国民の理解を得られることを、切に願っています」と結ばれている。

明文化された皇位継承のルール

冒頭、「天皇という立場上、現行の皇室制度に具体的に触れることは控えながら」と断っておられるために、文意がやや分かりにくくなっているが、つまるところ、数年内に天皇の地位を退くことを示唆されたと承る。

このニュースに報道機関の多くは「生前退位」という語を用いたが、本来は「譲位」と

称する。もともと皇位の継承は天皇の崩御によるのであったが、「大化の改新」に際して皇極天皇（35代）が孝徳天皇（36代）に皇位を譲られたのが嚆矢（こうし）とされ、天皇在世中に皇位を譲る「譲位」は平安時代以降、常態となるに至った。譲位された天皇のことを「太上（だじょう）天皇」（略して「上皇」）と称する。

時とともに譲位が権力者の恣意（しい）によってなされるようになると、「摂関政治」や「院政」のような変則的な政体を生み出すことにもなり、さらには皇位継承をめぐる激しい政争や流血を伴う内戦の悲史をもたらしたことは、残念ながら史実が冷酷に示す通りである。

そこで、明治維新によって国家の体制が大きく革（あらた）まったのを機に、これまで成文化した皇位継承のルールがなかったことを省みて、これを明文で確定したのが明治22年制定の「皇室典範」にほかならない。

高齢化社会にどう調和させるか

本典範は神武天皇以来の万世一系の男系男子による皇位継承の原則を謳（うた）いつつ、「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ…」（第10条）と定めて皇位継承原因を「天皇崩御」に限り、これまで少なからぬ混乱をもたらしてきた「譲位」を否定した。現典範もこれを踏襲し、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」（第4条）と規定している。

歴代の政府も本条の趣旨を忠実に順守し、「退位」を認めない理由として、(1) 歴史上いろいろな弊害があった (2) 必ずしも天皇の自由意思に基づかない退位の強制という可能性がありうる (3) 恣意的な退位は国民の総意に基づく「象徴天皇」にそぐわないのではないか-という3点を挙げている（宮尾盤宮内庁次長の答弁 平成4年 参院内閣委）。

本条の立法趣旨としてはこの通りであるが、陛下のご趣意は「高齢化社会」の時代における「高齢化された天皇」のお務めはいかにあるべきか、というまったく新たな問題提起と申し上げてよいものだろう。

新旧両典範が「皇位の安定性」という積年の悲願から掲げてきた「終身在位」の原則に、わが国の歴史で初めて到来した「高齢化社会」の現実をいかに調和させるか、政府・宮内庁はこれまでの皇室の制度や歴史・伝統と現行法の下での行政実績を踏まえて、慎重に検討・審議するよう心より願いたい。